

りーがるかわら版 第4号

〈発行日〉2014年10月1日

〈発行〉公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部
〒810-0073

福岡市中央区舞鶴3-2-23(司法書士会館内)

電話 092-738-1666

医療行為の同意について

※リーガルサポートふくおか
イメージキャラクター「りーがるー」

2014年5月、わたしたちは、「医療行為における本人の意思決定支援と代行決定に関する報告」及び「成年者の医療行為の代行決定に関する法整備に向けての提言」を発表しました。

◆医療行為に対する同意権とは

医師の説明を聞いて、その医療行為を受けるか受けないか、受ける場合にはどの医療行為を選択するかなどを決定する権限のことで、この権限は患者本人だけが行使できるものと考えられています。

◆患者が意思を表示できない場合の医療行為の同意の現状

日本においては、本人が認知症等により、自らが受ける医療について希望を伝えたり適切な判断をしたりすることができない場合には、その家族が医療行為の代行決定をしているのが現状です。家族がいない人は、医療を受けることができないという問題が生じます。また、身寄りがいない人に後見人が選任されても、現在の法律では、後見人が本人に代わり医療行為の同意をすることはできません。

◆わたしたちの提案

日本の現状をふまえて、一定の家族が医療行為の代行決定をすることができるとする一方、家族といえどもそのすべてが本人の理解者であるとは限らず、本人と家族との間で利害の対立や意見の相違が生じることもあり得るので、家族により本人の意思に反した決定が行われることを予防するため、家族がいる場合であっても、医療機関に成年後見人の承諾を得ることを提案しています。また、家族がいない場合、あるいは、家族が代行決定をしない場合のセーフティーガードとして、成年後見人や市町村長を代行決定者とすることを提案しています。

◆意思決定プロセスの透明化

家族が代行決定をする場合も含めて、代行決定者による医療行為の選択・決定に至るまでのプロセスを透明化することで、患者本人の権利を守り、また、代行決定者が適正に責任を果たしたことを証明します。

詳しくは、下記ホームページに報告と提言の全文を掲載していますので、そちらをご覧ください。

◆公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート ホームページ

<http://www.legal-support.or.jp/>

NEWS

公式HPがリニューアル
しました！！
イメージキャラクターは、
「りーがるー」に決定！

<http://www.fukuokashihoushoshi.net/legal/>



現在の後見制度の課題

平成26年6月21日、リーガルサポートの定時総会に合わせて研究大会が開催され、「成年後見と転用問題」、「第三者後見人と身元保証問題」、「市民後見人育成事業を推進する意義」の3つのテーマについて検討しました。この3つのテーマは現在の成年後見制度において課題とされていることです。ここでは、その概要をお伝えいたします。

①成年後見と転用問題

成年後見制度における「転用問題」とは、「成年後見制度が、種々の特別法の規定を画一的・形式的な基準として機械的に援用するために、利用者の資格・権限が剥奪・制限されたり、支援者の権限が拡張されたりする等の弊害が生じている状況」のことをいいます。

例えば、代表的なものとしては、リーがるかわら版第2号に掲載した「成年被後見人の選挙権」の問題。平成25年5月に公職選挙法が改正されるまでは、成年被後見人というだけで選挙権が剥奪されていました。他には、精神保健福祉法に規定された「家族等」の中に成年後見人等が含まれているがために生じる弊害があります。民法では、成年後見人等に医療行為の同意権を認めていませんが、精神障がいのある方の成年後見人等に就任した場合には、この個別の法律の規定によって医療保護入院の同意を求められるような地位が自動的に付与されてしまいます。同様の資格の制限あるいは拡張が170以上の法律等に存在すると言われていました。こうした資格制限・拡張が妥当なものかどうかを検討し、場合によっては改善を求めているかなければなりません。

②第三者後見人と身元保証問題

成年被後見人が入院したり施設に入所する際、身元保証を第三者後見人に求められることがあります。第三者後見人において、身元保証人になることは本来の業務ではありません。仮に、成年後見人が身元保証を安易に行った結果、病院や施設に立替払いをするようなことになれば、支援するはずの人から費用を回収しなくてはなくなってしまいます。第三者後見人の身元保証については、以前からそうした問題点が指摘されていました。今後、身元保証に代わる制度の構築が期待されており、そうした代替案についても議論が交わされました。

③市民後見人育成事業を推進する意義

リーがるかわら版第3号でもお知らせいたしました市民後見人(専門職ではない一般市民の方が成年後見人となって判断能力が衰えた方などを支えていく制度)につきましては、各自治体で育成事業が行われています。今回は、静岡、鹿児島、秋田、大阪の各支部からリーガルサポートが市民後見人育成事業にどのように関わっているのかが報告されました。各支部の規模や行政の対応によってリーガルサポートの関わり方も様々なのですが、市民後見人は今後の成年後見制度の担い手として重要な存在となってきますので、前向きに関与を継続していく方向性が確認されました。

「高齢者・障がい者のための成年後見相談会」を開催しました。



平成26年9月13日、福岡県司法書士会との共催で、県内4地域7か所にて「高齢者・障がい者のための成年後見相談会」を開催しました。当日は、成年後見制度の概要を軸に、相続・遺産分割や遺言、不動産の処分のことなど、合計31件の相談をお受けしました。高齢の親や精神障がいの子を心配して、あるいは身近な親族を思って相談される方が多い中、自分自身の先々の暮らし方や身の処し方を考えるために相談にみえた方もおられました。成年後見制度が「誰か」のために利用するものというだけでなく、「自分」らしく生きていくために活用できる制度であるということが、認知されつつある現れではないでしょうか。

リーガルサポートふくおかは、相談会・無料電話相談といった相談事業や後見講座など様々な活動をとおして、今後も成年後見制度の利用をお考えの方々の支援に努めてまいります。

○公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部への相談先

《電話相談(無料)相談料は無料です。》

・相談専用電話 092-738-7050

・月曜日～金曜日午後1時から3時まで(祝祭日、年末年始、盆休日除く)

《面談相談(有料)相談料は1時間5,000円(税込)です。》

・事前予約が必要です。予約電話番号 092-738-1666

・毎週水曜日午後1時から3時まで(祝祭日、年末年始、盆休日除く)

・場所 福岡県司法書士会館内相談室